

# 令和7年度愛媛県ゼロカーボン・フロンランナー企業育成支援等事業 委託業務仕様書

## 1 委託業務名

令和7年度愛媛県ゼロカーボン・フロンランナー企業育成支援等事業委託業務

## 2 目的

脱炭素に向けた動きが世界的に加速化する中、愛媛県では、令和6年1月に改定した県地球温暖化対策実行計画において、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ、2030年度までに2013年度比46%削減を目標に掲げて、各種施策を推進している。

目標達成のためには、県内CO<sub>2</sub>排出量の約6割を占める産業部門の対策が鍵を握るが、県内企業数の99%以上を占める中小企業においては、脱炭素経営に係る関心が低く、これら企業の意識・行動変容が課題となっている。

このため、脱炭素経営への関心が低い県内中小企業を対象とし、経営者層への直接アプローチを通じた意識改革や中核社員の育成支援により、地域をけん引するフロンランナー企業への成長を後押しするとともに、企業を支援する側のノウハウ・スキルを底上げすることにより、地域の脱炭素化が持続的に自走できる体制を構築する。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

## 4 委託上限額

14,835,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 業務内容

### (1) フロンランナー中小企業の育成

#### ア 経営層への直接アプローチを通じた意識改革

(ア) 経営層への直接訪問によるアナログコミュニケーションを重視した働きかけ  
中小企業の脱炭素経営においては「経営層のマインドセット転換」が重要となるが、脱炭素経営への関心が低い企業に対して、メール、チラシの送付やHPによる情報発信など通常の手法でのアプローチでは、経営層に本事業の情報が届きにくい。

このため、脱炭素経営の必要性を伝えられる者が中小企業の経営層を直接訪問するなど、対面コミュニケーションを重視した手法により、事業の内容や経営におけるメリット等を説明することで、本事業の優位性や効果を理解してもらい、(イ)の経営層対象研修への参加を粘り強く促す集客活動を行う。

なお、以下の点に留意し業務を実施すること。

- a 直接訪問等の対象とする中小企業について、受託事業者がリストを作成し、愛媛県の実情を把握すること。

- b 経営層のアポイント取得など直接訪問等に必要な業務は受託事業者が行うこと。
- c 企業訪問時には、えひめ脱炭素経営支援コンソーシアム（※）の担当者等が同席する場合があること。

（※） えひめ脱炭素経営支援コンソーシアム

地域脱炭素を促進するため、県内の脱炭素化の旗振り役である愛媛県と、地域経済に密着し県内事業者とのネットワークをもつ伊予銀行・愛媛銀行が、相乗効果を生み出しながら、県内事業者の脱炭素化に向けた取組み等を支援する目的で、令和6年3月に設立したコンソーシアム。

(イ) 経営層を対象とした脱炭素経営への意識改革のための研修

中小企業の経営層を対象に、脱炭素経営へのマインドセット転換等につながる研修を実施する。

- a 対象者：中小企業の経営層（30社程度）
- b 募集方法：(ア)の直接アプローチ先の企業を中心に参加企業を募集する。
- c 実施方法：対面開催を基本とするが、オンライン開催等のアレンジも可能とする。
- d 開催回数：2回以上
- e 研修内容：  
以下のような研修内容を想定しているが、より効果が見込める提案がある場合は、積極的に自由提案を行うこと。

(a) 脱炭素経営基礎研修：

脱炭素経営に関するマインドセット転換に向けて、基礎的なプログラムによる研修を実施。

(b) 脱炭素経営推進研修：

自社における脱炭素経営の推進に向けて、(a)の研修をステップアップさせる形での研修を実施。

イ 脱炭素経営推進の中核となる社員の育成

(ア) 各企業の取組状況に合わせた中核社員の育成

上記研修への参加企業から特に意欲のある企業を選抜し、個別伴走支援により、脱炭素経営を推進するうえで中核となる社員を育成する。

育成支援を受けた中核社員が中心となり、本事業実施後もPDCAサイクルを回しながら脱炭素経営を進めていくことができる自走式経営体制の構築を目指す。

- a 対象者：10社程度

上記ア(イ)の研修への参加企業から、企業の意欲や他企業へのモデル性等の基準から支援対象企業を選定予定

- b 実施方法：対面とオンラインでの組合せを想定
- c 実施期間：3～6カ月間程度を想定しているが、提案に合わせて柔軟な設定が可能。
- d 支援内容：

支援先企業の業種や取組状況に合わせた、CO2排出量や脱炭素経営の現状の可視化から、優先課題の特定・対応策の具体化、課題解決に向けた計画作成（可能であれば計画の一部を実行する）等までの一気通貫での支援を想定。  
なお、より効果が見込める提案がある場合は、積極的に自由提案を行うこと。

(イ) 成果報告会の開催

(ア)の事業に参加した中核社員の発表を組み入れるなど、他の企業等への波及効果につながる成果報告会を実施（1回以上）。

(2) 企業支援側のスキルアップ支援

ア 企業支援を行うリーダーの育成

行政、支援機関（※）、金融機関等の各機関において、企業の脱炭素化支援を先導するリーダーの育成研修を行う。

（※）愛媛県内の商工会議所・商工会、愛媛県中小企業団体中央会、公益財団法人えひめ産業振興財団、公益財団法人えひめ東予産業創造センター 等

(ア) 対象者：20名程度

各機関に対する参加募集については、愛媛県が行う予定とする。

(イ) 実施方法：対面及びオンラインでのハイブリッド研修

(ウ) 実施期間：3～6か月程度を想定しているが、提案に合わせて柔軟な設定が可能。

(エ) 支援内容：

研修において目指すレベルを以下のとおり想定しているが、より効果が見込める提案がある場合は、積極的に自由提案を行うこと。

a 企業に対し、気候変動対応の必要性を説明でき、脱炭素経営・排出量削減に関する企業からの相談内容を正しく把握できること。

b 企業に対し、脱炭素経営のメリット等を説明し、行動に移してもらうためのスキル・ノウハウを得ること。

イ リーダーを軸とした支援者のつながり強化

地域産業の脱炭素化に向けた取組みを持続的に支援する体制を構築するため、支援者間のつながりを強化する研修会を開催する（1回以上）。

(ア) 対象者：アの研修受講者及び県内の支援機関等の脱炭素担当者（県事業への関心を高めるため、幅広く募集）

(イ) 実施方法：対面での開催を想定。

(ウ) 参考：相乗効果が見込まれる場合は、(1)イ(イ)の成果報告会との合同開催も可能とする。

(3) 事業の進捗報告

毎月末の進捗状況及び翌月以降の取組みの予定について月次レポートとしてとりまとめ、翌月10日までに愛媛県に報告すること。

(4) 成果レポートの作成・提出

本業務全体を通じた実施内容及び成果等についてレポートとして取りまとめ、委

託業務完了時に愛媛県に提出すること。

#### (5) 脱炭素型企業の認定制度との連携

本事業の参加企業に対して、愛媛県が令和7年度に創設予定の脱炭素型企業の認定制度（※）への申請を促すこと。

##### (※) 認定制度の概要

- ア 2050年までの脱炭素化を宣言した上で、現状のCO<sub>2</sub>排出量を測定し、削減に向けた具体的取組みを定めた県内企業を「えひめゼロカーボンチャレンジ企業（仮）」として認定
- イ 企業のCO<sub>2</sub>削減努力が、対外的に評価される仕組みを構築
- ウ 認定企業にとってメリットとなる多様なインセンティブを設定

### 6 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託候補者は、契約締結後遅滞なく、提案した企画提案書をもとに別途契約書に定める本事業の具体的な内容及びスケジュール等を示した「業務計画書」を作成の上、愛媛県に提出すること。  
また、計画変更しようとする場合は、速やかに申し出るとともに、愛媛県の承諾を得ること。なお、業務の実施にあたっては、愛媛県と十分協議した上で行うこと。
- (2) 委託業務が完了したときは、遅滞なく委託契約書に定める「実績報告書」を愛媛県に提出し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要に応じて、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

### 7 業務実施体制

- (1) 受託者は、本事業を円滑に行うため、必要かつ適切な人員配置を行うこととし、本事業の実施責任者及び実施責任者に準ずる者をあらかじめ1名ずつ選任し、愛媛県へ報告すること。  
なお、実施責任者及び実施責任者に準ずる者に変更がある場合は、あらかじめ愛媛県の承諾を得ることとし、業務状況について定期的に報告すること。
- (2) 愛媛県からの緊急を要する対応に、実施責任者が対応することができない場合は、実施責任者に準ずる者が対応できるよう、緊急時の管理体制を整えておくこと。
- (3) 愛媛県は、業務担当者について、業務の実施に著しく不相当と認められるときは、受託者に対して理由を明示して変更を求めることができる。

### 8 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

### 9 その他留意事項

- (1) 特許権等

本事業を行うにあたり、特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下、「特許権」という。)に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の特許権等についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金に含むこととする。愛媛県又は受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。

(2) 著作権等

ア 本事業により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権法第 21 条から 第 28 条までに定める権利については、愛媛県に帰属するものとし、本事業により受託者が得られる成果物の著作権人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。

イ 受託者は、愛媛県が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。

ウ 愛媛県は、成果物を使用するにあたって、受託者を表示することを要しないものとする。

エ 受託者は、本事業の実施に当たり、図画その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を愛媛県が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。

オ 前項において愛媛県が著作物を使用することができる期間は無期限とする。ただし、やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に愛媛県の承諾を得るものとする。

カ 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないこと。

(3) 個人情報の保護

本事業の実施に際して知り得た個人情報については、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を順守し、個人情報漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(4) 秘密の保持

受託者及び本事業にかかわるものは、本事業に関して知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(5) 書類の保存

受託者は、委託費の支出について会計帳簿を備え、他の経理と区分して業務の支出額を記載し、委託費の用途を明らかにしておかななければならない。

また、当該支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、会計帳簿とともに業務の完了した日の属する年度の終了後 5 年間、保管しなければならない。

(6) 損害賠償

受託者は、本事業の遂行にあたり自己の責に帰すべき事由により愛媛県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

また、受託者の行為により第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の

責を負うものとする。

(7) 委託費の返還等

ア 本事業以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた場合は、委託費の全部又は一部を返還させる。

イ 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき又は委託業務を完了する見込みがないと愛媛県が認めるときは、委託契約を解除し、委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料を返還させ、又は損害賠償等を求めることがある。

(8) その他

ア 愛媛県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

イ 本仕様書に定めのない事項その他本事業を遂行するにあたり調整や疑義が生じた場合は、その都度、提案書等に基づき、受託者と愛媛県が協議して定めるものとする。なお、協議により決定しない場合は、愛媛県の指示によるものとする。

## 別記 1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第 1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

#### (保有の制限)

第 3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

#### (安全管理措置)

第 4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第 5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

#### (複写及び複製の禁止)

第 6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録

された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄し、又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)



第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。